

収第21号様式(その2)

過 誤 納 金 債 権 譲 渡 通 知 書

年 月 日

福島県 地方振興局長

(譲渡人)住 所(所在地)

氏 名(法人名)

代表者

電話番号() -

印

私(当社)の下記過誤納金債権を 年 月 日、下記の者(譲受人)に譲渡しましたので通知します。
また、県税の未納があり、下記過誤納金債権の全部又は一部がその未納に充当された場合、下記の者(譲受人)に未納について説明することを承諾します。

譲受人	フリガナ									
	住所(所在地)									
譲受人	フリガナ				郵便番号	電話番号				
	氏名(法人名)						() -			
過誤納金内訳	年 度 期 別 科 目	登録番号	車台番号	過誤納金発生年月日	納すべき額	納付済額	差過誤納引金	譲渡金額		
発 生 事 由	(該当事項を○で囲んでください。) 1 抹消 2 二重納付 3 納め過ぎ									
摘 要										

- (注) 1 過誤納金が発生した月の末日までに、管轄の地方振興局県税部に提出してください。
ただし、月末に抹消したものについては翌月5日までに提出してください(必着)。
また、二重納付したものについては、納付した日から一週間以内に管轄の地方振興局県税部に必着するよう提出してください。(期限を過ぎると納税義務者へ還付されます。)
- 2 譲渡人欄は、必ず譲渡人が自署・押印してください。
印は実印とし、印鑑登録証明書(写しでも可)を必ず添付してください。
- 3 口座振込を希望される場合は、譲受人の振込先を記入してください。
- 4 抹消による還付の場合は、登録識別情報等通知書(写し)、輸出抹消仮登録証明書(写し)、自動車重量税還付申請書付表1(写し) ※永久抹消登録申請と同時に還付申請をした場合交付されます。)、輸出予定届出証明書(写し)、登録事項等証明書(写し)のいずれかを添付してください。
- 5 譲渡人に県税の未納がある場合、過誤納金はその未納に充当され、還付されないことがありますのでご注意ください。
- 6 上記「過誤納金内訳」欄に記載の自動車税の賦課期日(課税年度の4月1日)と申請時で住所地、姓が異なる場合は、住民票、戸籍抄本等の、旧住所(旧姓)から現住所(現姓)のつながりが確認できる書類(写しでも可)を添付してください。

振込先	銀行・金庫	本店・本所
	組合・農協	支店・支所
	普通・当座・その他 口座番号	
口座名義(カナ)		